

U-22プログラミング・コンテスト2022 スポンサー申込書

U-22プログラミング・コンテスト2022年スポンサー募集（https://www.saj.or.jp/NEWS/activity/u22/2022_sponsors.html）を確認し、別添の同意・機密情報誓約事項に同意の上、ここにスポンサーとして申込み致します。

西暦 年 月 日

(ふりがな)			
貴社名/貴団体名			
代表者名			
本社住所 〒			
TEL/FAX	TEL		FAX
申込スポンサー種類 (消費税別途)	<input type="checkbox"/>	ダイヤモンドスポンサー (500万円)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	プラチナスポンサー (300万円)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	ゴールドスポンサー (200万円)	<input type="checkbox"/>
WEB掲載用企業URL			
ご担当者住所	<input type="checkbox"/>	本社住所と同じ それ以外の場合 (左記に記入) 〒	
ご担当者名			部署・役職
ご担当者連絡先	TEL		E-Mail
請求書送付先担当者名 (担当者と同じ場合は記入不要)			部署・役職
請求書送付先担当者連絡先 (担当者と同じ場合は記入不要)	TEL		E-Mail
請求書送付先住所 ※原本郵送が必要な場合のみ	<input type="checkbox"/>	本社住所と同じ	<input type="checkbox"/>
		それ以外の場合の住所: 〒	担当者住所と同じ
担当者以外にコンテストの情報を送付する 方の氏名・E-mailアドレス			

【申込書送付・問合せ先】

〒107-0052
東京都港区赤坂1-3-6 赤坂グレースビル
一般社団法人ソフトウェア協会 内 U-22プログラミングコンテスト 運営事務局
03-6435-5991 Email : U22-info@saj.or.jp
担当 : 若生

事務局使用欄

承 認2	承 認1	受 付
月 日	月 日	月 日

■同意事項

- (1)運営事務局を置く一般社団法人ソフトウェア協会（以下甲という）は本申込書を提出した企業(以下乙という)に対し、申込受付の通知を行う。
- (2)甲は、乙に対して、申込書記載年のU-22プログラミング・コンテストスポンサー企業募集Webサイトの協賛企業特典（以下協賛特典という）を提供する。
- (3)甲および乙は、協賛特典が本申込時点において確定しているものではなく、相互協議、調整の上実施するものであることを確認する。
- (4)乙は、甲の請求に従い、協賛金を、請求書発行月の翌月末までに甲の指定する銀行口座へ支払う（振込手数料は乙負担）ものとする。なお、本申込書に基づき支払われる協賛金には、別途消費税が課税される。
- (5)乙が上記記載の支払日までに協賛金の支払いをしなかったときは、甲はなんらの通知を要することなく、乙の申込内容に付随する権利を取り消すことができる。
- (6)乙は甲の申込受付通知後、乙の都合により申込を取り消す場合、甲は協賛金全額を申込解約金として申し受けするものとする。
- (7)破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続き中である者、金融機関から当座取引停止処分を受けている者、反社会的行為を行い若しくはこれに関与している者、または業務停止命令等の行政処分を受けた者の申込みは受理しない。また、甲が上記に等しいと認めた場合も同様とする。なお、申込受付後であっても、乙が上記に該当した場合には、甲は申込を破棄し断ることができる。その場合、既に払い込まれた協賛金については全額返却するものとする。甲は、上記に関連して必要と認めた場合、調査および審査を行う場合がある。
- (8)地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により本コンテストの開催が著しく困難となった場合、甲は開催を中止することができる。その場合、甲は上記の決定を行った後、速やかに乙に通知し、合わせてホームページ等を通じ公表することとする。なお、この決定および実行により被る乙の損害については、甲および実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (9)不可抗力により開催中止となった場合、甲は弁済すべき必要経費を差し引いた協賛金の残額を乙に返却するものとする。
- (10)スポンサー間で生じた広告および知的財産権に関する紛争、その他すべての紛争は関係するスポンサー間で解決されるものとし、甲および実行委員会は何らの責任も負わないものとする。
- (11)記入した個人情報は、U-22プログラミング・コンテストに関する各種連絡事項にのみ使用し、本目的以外に一切使用しないこととする。また、本人の書面等による明示的な同意なく、第三者に個人情報を提供することは一切行わないものとする。
- (12) 甲は、業務の一部を外部に委託する場合がある。その場合、個人情報の取り扱いについては、委託先と機密保持契約書を締結し、外部への漏洩、再委託等不適切な取り扱いがないよう適切に管理するものとする。
- (13)乙が提供した個人情報の開示、訂正、利用停止、削除を希望する場合は、甲は本人であることを確認の上、速やかに対応するものとする。なお、開示の方法は、原則口頭またはFAXによるものとし、無料対応とするが、乙が他の方法を希望する場合には実費にて対応するものとする。
- (14)甲および乙は、相手方に対し、自己並びに自己の役員および実質的に経営を支配する者並びに甲においては実行委員会を構成する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者（以下暴力団員等と総称する）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを保証する。
- ①自己、他社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (15)甲および乙は、相手方に対して、自ら（甲においては実行委員会を含む）または第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを保証する。
- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為
- (16)甲および乙は、相手方が(14)および(15)に違反した場合、何らの催告その他の手続を要せず直ちに本申込みを解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を申込み協賛金額を上限として請求することができるものとする。
- (17)甲および乙は、(16)の規定に基づき本申込みを解除することにより、相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する義務を負わないものとする。なお、甲および乙は、この場合に(6)の規定が適用されないことを確認する。
- 機密情報誓約事項
- (1)U-22プログラミング・コンテスト実行委員会および審査委員会（以下、「委員会」という）の開催に伴い、知り得た甲及び関係官公庁、団体、企業、ならびにU-22プログラミング・コンテスト（以下、「本コンテスト」という）の応募に関わる者等の非公開の情報（以下、「機密情報」という）を、委員会の活動以外の目的に使用しない。また、委員会の活動を行うにあたり、取扱う機密情報を必要最小限の者のみで利用し、注意をもって取扱い、甲の承認なく第三者に開示または公示しない。ただし、当方の責めによらずに公知となった情報、及び双方が機密情報として扱わない旨を別途合意した情報についてはこの限りではない。
- (2) 甲から機密情報の開示を受けた事実を機密とし、第三者に公表しない。
- (3)機密情報を複写する必要がある場合、事前に甲の承認を得る。ただし、委員会の開催のために必要最小限の範囲で行う複写についてはこの限りでないものとする。
- (4)甲から機密情報及び前条により作成した複写物の返還の要請があった場合、直ちにこれを返還する。又は、甲から要請を受けた機密廃棄等の処置を行ない、処理結果を報告する。
- (5)当方にて機密情報の流出又は漏洩等の事故が発生した場合、直ちに甲にその事実を報告し、甲と相談の上、処置を講ずるものとする。
- (6)申込書提出日から本誓約の内容を遵守する。また、本誓約の取扱いについては、委員会活動終了後も同様とする。